

## 第1回 緑区地域福祉計画推進協議会 議事要旨

### 1 開催日時

平成18年8月5日(土) 10:00~12:30

### 2 出席者(委員 18名)

緑区推進協議会委員(以下、委員): 秋山委員・井内委員・石橋委員・岩崎委員  
岩瀬委員・大槻委員・大野委員・岡本委員  
金井委員・鴨委員・田宮委員・手塚委員  
豊田委員・野中委員・平山委員・本田委員  
緑川委員・吉田委員

#### <事務局>

千葉市緑区役所 : 中田区長

千葉市緑区福祉事務所 福祉サービス課: 塚田所長・中尾主幹・海老原介護福祉士  
岡田主任保健師

千葉市社会福祉協議会 緑区事務所: 御園所長・鈴木主任主事・山崎主任主事

千葉市保健福祉総務課 計画調整班: 森川主幹・小林主任主事

### 3 開催場所

緑区役所5階 講堂

### 4 議事

- ・ 緑区長あいさつ
- ・ 委員自己紹介
- ・ 事務局職員自己紹介
- ・ 「緑区地域福祉計画推進協議会設置要綱」について事務局より説明
- ・ 仮議長選出

塚田福祉事務所長、異議なく、仮議長に選任。

- ・ 議題(1) 会議の公開について

事務局: 推進協議会全般にわたり、原則公開で進めていきたいと説明。

議事録作成のための録音、また、写真撮影等については、事前に了承を得るものとし、個人情報保護法等に従い、個人情報に関することについては十分に配慮をしていきたい。

委員: これらのことに留意してもらえとの条件の上で、原則公開について、

了承を得る。

(本日の傍聴人の数は、0人)

・議題(2) 委員長・副委員長の選出について

委員長については、区策定委員会の副委員長、及び、地区フォーラムの委員長をされた経緯から「岡本 博幸」委員が全会一致で選任された。

また、副委員長職については、女性委員及び新規委員を考慮すべきとの意見から1名を2名に変更された。

なお、互選により、「秋山 正俊」委員と「田宮 妙子」委員が選任された。

・議題(3) 市及び区地域福祉計画について

事務局： 市・区の地域福祉計画について、説明を行う。

委員： 市・区の地域福祉計画についての、位置づけ・概念を教示願いたい。

事務局： 市における地域福祉の推進としては、市民の保健福祉に対する様々なニーズに対応しながら、「千葉市らしさ」にも着目するという観点で検討を重ねた結果、「住民参加・連携・共生」の3点に視点を置いて、住民の自発的な参加・協力を基本とした「自助・共助・公助」の連携により実現させていきたいと考えている。

区における地域福祉の推進としては、これらを受けて、実際に地域(緑区)の実情に則した地域福祉の推進とは何かを検討した結果、基本方針・取組みが提案され、具体的な内容が示されている。

委員： 行政主体である千葉市が行う「公助」の、スタンス・範囲・福祉課題における対応は。

事務局： これまでの、上からの福祉というような考え方ではなく下からの福祉というような考え方で、地域福祉という新しい概念があり、多様化した市民・住民からの要望・ニーズに対応しきれない部分について、市民・住民の方に協力(参加)を願うものである。行政側がやらなくてはならないことを転嫁しているものではないことを、ご理解願いたい。

委員長： 行政側で行っている法的福祉政策では対応しきれないような、地域特有の課題等に対し、地域の住民による、地域の実情に則した活動(対応)を期待するものである。そうして、地域で解決できるものは解決させ、解決(対応)できないものについては、市(行政側)へ問題を提起していく、このような「場」が地域福祉計画推進協議会であると考えている。

事務局： 障害者自立支援法等の法的福祉による「公助」の上に、地域福祉の「自助・共助」があるはずなので、それらを考察してから、地域福祉について精査・検討をしていただきたい。

- 委員： 緑区地域福祉計画推進協議会設置要綱 第2条の所掌事項として、(1)～(5)の5点が掲げられているが、推進協議会として、また、委員として具体的に何をすればよいのかが分からない。
- 委員： 平成16・17年度の約2年間にわたり、区の地域福祉計画を策定し、5つの基本方針とそれぞれの取組み内容を、各地区フォーラム等において作成してきた。これらの基本方針を軸に、実施(推進)していくことに対して、検討していけばいいのではないか。
- 委員： 社協の地区部会を活用して、各地区の問題・課題を見つけ出し、精査し要望・要求を市へ上げていくべきではないのか。
- 委員： 推進協議会とは、平成16・17年度の約2年間にわたり作成してきた計画を実施(推進)させることが趣旨のはずなので、今さら、新たな地域課題を見つけ出して区地域福祉計画を精査することは、逆戻りしているようでおかしい。
- 委員： 推進協議会の立場(役割)として、要綱 第2条によると、情報交換の場・意見交換の場・パイロット事業に対する意見具申とあるが、本当にそのようなことだけでよいのか。
- 委員： 事前に市より送付されてきた6月2日付けの資料によると、推進協議会については、分科会の設置は想定していない、実施部隊ではない、と示されている。従って、その点については留意していきたい。
- 委員長： そのようではあるようだが、これについては、必要に応じて設置してもよいのではないかと思われる。  
ついては、推進協議会の役割について、再度、確認してみる必要があると思われる。
- 委員： 区の地域福祉計画では、基本方針と取組み内容までしか載っていないが実際問題として、一体誰がどうやるのか。(実行策については、フォーラムでも考えられていない。)
- 委員長： 区の地域福祉計画を基に、基本方針や取組み内容について補足しながら検討・実施(推進)していけばいいのではないか。  
また、委員のそれぞれの所属団体(出身母体)における、それぞれの問題・課題等を持ち寄り、発表・検討していけばいいのではないか。  
従って、次回の議題として、委員それぞれの所属団体における課題等について発表・検討・議論を行うので、8月20日までに作成しFAXにて送付してもらいたい。
- 委員： 委員が作成した、これらの書類の取りまとめは事務局側でしてもらえるのか。
- 委員： 緑区地域福祉計画推進協議会設置要綱 第7条の庶務によると、庶務は、

緑福祉事務所福祉サービス課で行うことになっているので、是非、お願いしたい。

事務局： 福祉サービス課が、書類の取りまとめ等の庶務を行うことについて承諾する。

書類を受けるための、FAX 番号（043-292-8276）を伝える。  
次回開催時に、連絡先が載ったものを書面にて配布する。

・議題（４） 地域福祉パイロット事業について

事務局： パイロット事業についての説明と、それに対する意見、また申請案件についての意見を伺う予定であるが、これから行ってよろしいか。

委員長： 時間の都合等により、次回にしたい。

事務局： 次回の推進協議会の開催時には、了承していただいているとの観点からパイロット事業の申請案件について、意見をいただく旨を確認。

・議題（５） その他

委員長： 次回の推進協議会の開催については、配布資料「今後のスケジュールについて」のとおり、9月2日午前10時から緑区役所5階のこの場所にて開催する旨を伝える。

ただし、第3回目以降の開催時期については、推進協議会の中で決めていきたい。

以上。